

再圧治療費補助制度のお知らせ

再圧治療費補助制度は、減圧障害が疑われるダイバーの早期治療を目的とした、DAN JAPANが独自に運営する会員サービスです。
「減圧障害かな?」と思ったときには、なるべく早く再圧治療を受けるようにしましょう!



再圧治療費補助のご案内

●減圧障害の早期治療

一般的に、減圧障害では早期の再圧治療がより効果的とされています。

DAN JAPANでは再圧治療費を補助し、会員の負担を軽減することにより、早期に再圧治療を受けやすい環境を整えます。

●再圧治療費補助制度の内容

本制度は、DAN JAPAN会員サービスに付帯するレジャーダイビング保険とは別途、早期に実施された再圧治療の費用について、年度内に1回に限り、補助いたします。

・対象：一般・インストラクター会員の方

・補助内容：再圧治療費1回分の自己負担金額のうち、上限20,000円までを補助
(毎年4月1日より始まる年度内において1会員につき1回まで)

※減圧障害治療のための再圧治療にともなう、通院、入院、薬、検査等がかかった費用を含め20,000円を上限とします。
(同じ病院で減圧障害の治療にかかった費用の合計)

※年度内に再度、減圧障害の治療にかかった場合の費用は、2回目となるため補助の対象とはなりません。

●再圧治療費補助の要件

- ・減圧障害の原因となったダイビングを行った時点、および再圧治療を受けた時点、共にDAN JAPAN会員資格が有効であること。
- ・ダイビングにより発症した減圧障害の治療であること。
- ・国内において健康保険を使用し、発症原因と疑われるダイビングから2週間以内に受けた再圧治療であること。
- ・再圧治療後、3週間以内に再圧治療費補助の申請手続き（必要書類の提出）をすること。

お手続きの方法

① 再圧治療を受けたことを DAN JAPAN事務局に電話連絡

「再圧治療費補助の要件」に合致する再圧治療を受けた場合、電話でDAN JAPAN事務局に連絡し、必要書類（補助金請求書）の送付を依頼してください。

- ※当補助は、DAN会員に付帯するレジャーダイビング保険とは別の制度となります。
- ※同時にレジャーダイビング保険の事故報告のお手続きが可能です。
- ※ダイビングに関する状況を確認いたしますので、情報を手元にご準備の上、お電話ください。

② 事務局から 「補助金請求書」を発送

③ 事務局へ必要書類を返送

【必要書類】

- 必要事項を記入した補助金請求書
- 再圧治療を行なった記載のある診療明細
- 支払った費用が記載されている領収書

※再圧治療を開始した3週間以内にご提出ください。(提出が遅れる場合は、事前に必ず事務局までご連絡下さい。)
※事務局内で要件を確認後、内容についてお問い合わせする場合があります。

④ 審査終了後、事務局 から補助金支払通知書を 発送

【ご指定の口座への振込】
請求月の月末で集計し、翌月にお支払いいたします